

ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に  
基づいて指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域一覧

平成19年3月30日

## 第1号 東京都大田区 大森

指定年月日 平成13年6月14日（平成18年6月19日指定解除）  
 指定面積 365m<sup>2</sup>  
 最高汚染濃度 570,000pg-TEQ/g  
 対策計画策定年月日 第一次：平成13年10月10日  
 第二次：平成15年8月14日  
 対策規模 約1,000m<sup>3</sup>  
 総事業費（補助対象事業費） 348百万円（うち国庫補助 192百万円、  
 ほかに原因企業の費用負担約10億8千万円）  
 事業実施年度 平成13～17年度

第2号 和歌山県橋本市 <sup>の</sup>野 <sup>うえやまたにだ</sup>上山谷田

指定年月日平成14年 4月5日（平成17年8月9日指定解除）  
 指定面積 4,930m<sup>2</sup>  
 最高汚染濃度 100,000pg-TEQ/g  
 対策計画策定年月日 平成14年5月29日  
 対策規模約 2,600m<sup>3</sup>  
 総事業費 1,636百万円（うち国庫補助 900百万円）  
 事業実施年度 平成14～16年度

第3号 香川県高松市 <sup>しんがい</sup>新開西公園

指定年月日 平成17年3月4日（平成17年8月12日指定解除）  
 指定面積 342m<sup>2</sup>  
 最高汚染濃度 3,200pg-TEQ/g  
 対策計画策定年月日 平成17年6月8日  
 対策規模約 17m<sup>3</sup>  
 総事業費（補助対象事業費） 18百万円（うち国庫補助 10百万円）  
 事業実施年度 平成17年度

第4号 東京都北区 <sup>としま</sup>豊島5丁目

指定年月日平成18年3月6日  
 指定面積 13,410m<sup>2</sup>  
 最高汚染濃度 240,000pg-TEQ/g  
 対策計画策定年月日 平成18年12月6日  
 総事業費（補助対象事業費） 211百万円（対策は覆土・被覆、事業費の75%を原因企業に  
 請求、残りの55%について国庫補助）  
 事業実施年度 平成18～19年度

第5号 福島県 大熊町 <sup>こいりの</sup>大字小入野

指定年月 平成19年1月16日  
 指定面積 8,970m<sup>2</sup>  
 最高汚染濃度 14,000pg-TEQ/g  
 総事業費 未定（掘削除去を予定）

# 福島県大熊町におけるダイオキシン類土壤汚染について

平成19年3月30日

土 壤 環 境 課

## 1. 汚染の状況等（詳細は別紙参照）

所在地：福島県双葉郡大熊町大字小入野（図1、図2参照）

汚染原因：RDF ボイラーにおいて発生したダイオキシン類が原因と推定される

汚染範囲：約8,970 m<sup>2</sup>

最高汚染濃度：14,000pg-TEQ/g（5～10cm）

## 2. 今後の予定

福島県は、1月16日付でダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定を行ったところ。

同法に基づく対策計画が来年度の早い時期に作成され、来年度から対策が行われる見込み。

なお、県では対策事業として、汚染土壌を掘削除去し、外部施設で処理する事業を予定している。

図1 福島県における大熊町の位置

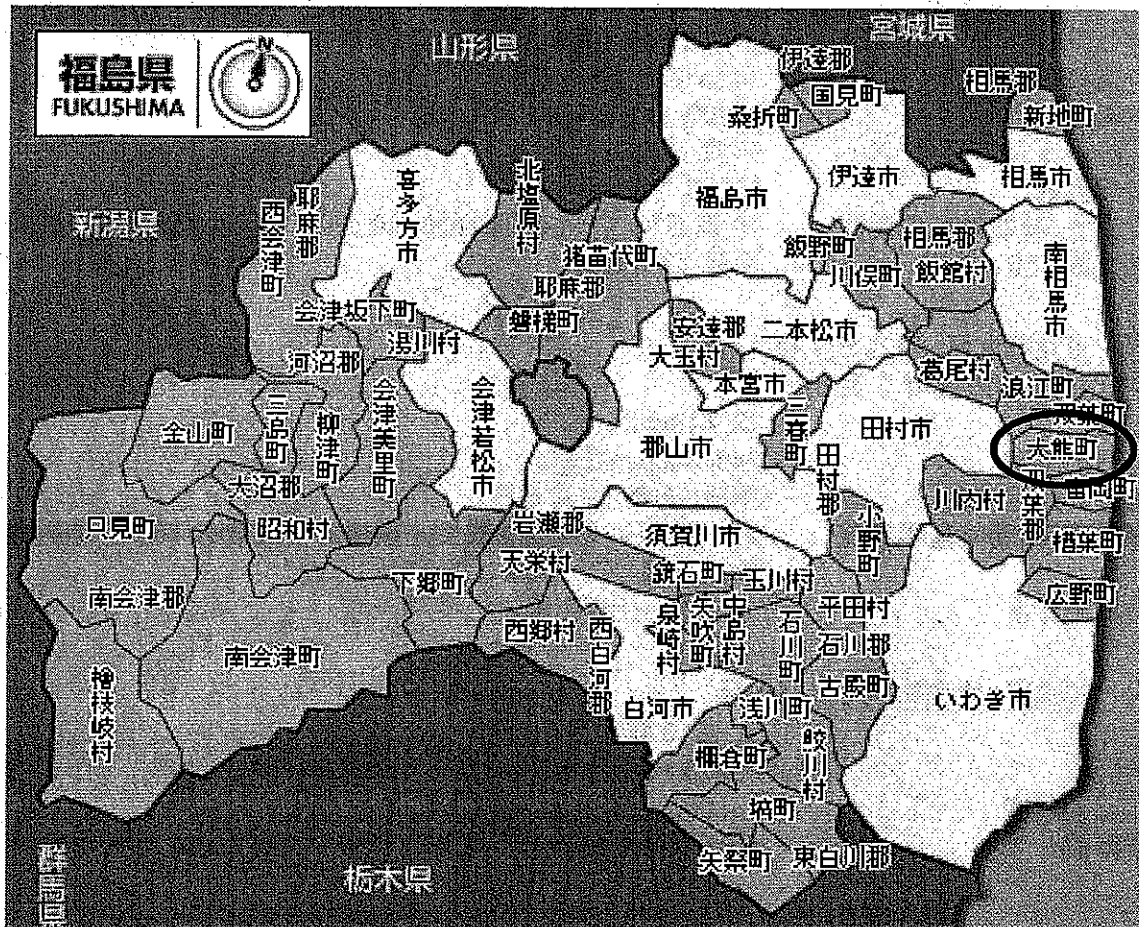
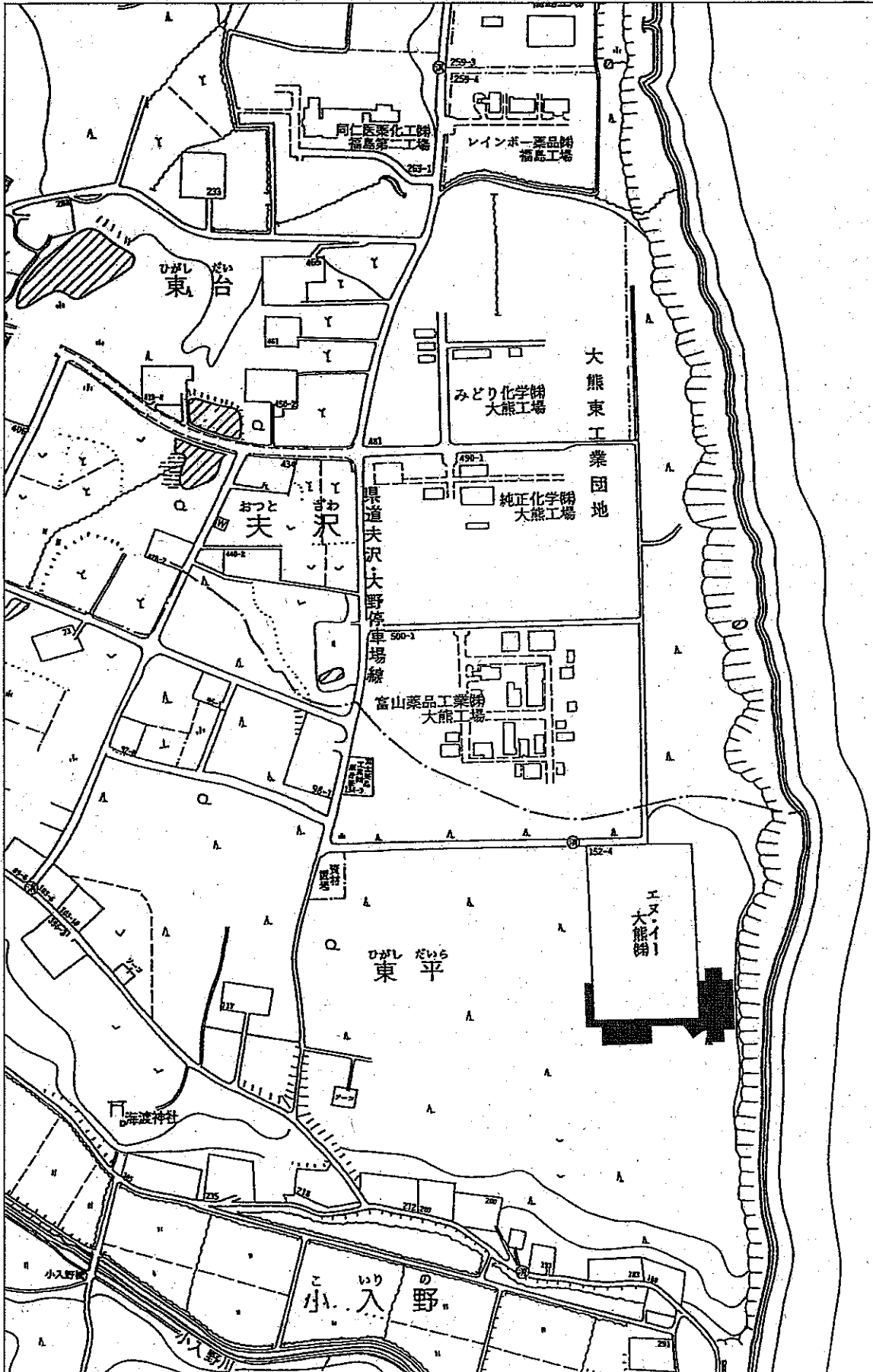


図2 指定地域周辺の状況

■ : 対策地域 (概略)



## 双葉郡大熊町大字小入野地内におけるダイオキシン類土壤汚染の概要

## 1 土壤汚染の状況

## (1) 概要

県内における環境中（大気、水質、土壤等）のダイオキシン類の汚染状況については、ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項の規定に基づき調査を行っているが、昨年9月、双葉郡大熊町大字小入野地内におけるエヌ・イー大熊事業場周辺の土壤3地点から土壤環境基準（1,000pg-TEQ/g）を超えるダイオキシン類が検出された。（1,100～3,800pg-TEQ /g）

汚染が確認された地域については、汚染の判明と同時に大熊町及び周辺住民に周知し、飛散防止を図るためシートにより被覆するとともに、一般住民の立入禁止の措置を講じた。

当該汚染地域については、同法に基づき汚染範囲を特定し、土壤汚染対策を実施する必要があることから、昨年11月より汚染範囲確認調査を実施し、本年11月までに土壤汚染の範囲を特定した。

事業場 エヌ・イー大熊株式会社

双葉郡大熊町大字小入野字東平152番4

事業の内容：クリーニング業

## (2) 土壤調査等の状況

- H 17. 6.30 事業場周辺の土壤調査
- 9. 7 事業場周辺土壤調査の結果判明  
(3地点で土壤環境基準を超過)
- 9. 9 汚染の確認地域への立入禁止の措置
- 11. 7～ 土壤汚染範囲確定調査（1回目）
- H 18. 1.19 土壤汚染範囲確定調査（1回目）の結果判明
- 2.17～ 土壤汚染範囲確定調査（2回目）
- 3.27 土壤汚染範囲確定調査（2回目）の結果判明
- 5.23～ 土壤汚染範囲確定調査（3回目）
- 8.11 土壤汚染範囲確定調査（3回目）の結果判明
- 10.17～ 土壤汚染範囲確定調査（4回目）
- 11.30 土壤汚染範囲確定調査（4回目）の結果判明  
(平面汚染範囲の特定)

## (3) 調査結果

別図1のとおり、平面範囲調査（地表下0～5cm）の69地点中25地点で土壤環境基準を超過した。（1,100～7,800pg-TEQ /g）

また、深度範囲調査(地表下5～105cm)の12地点中5地点で土壤環境基準を超過した。  
(1,300～14,000pg-TEQ/g)

## 2 汚染地域の状況

汚染地域は、太平洋に面する大熊町の最東端に位置し、大熊東工業団地に隣接した山林である。

なお、その一部は、保安林又は海岸保全区域として指定されている。

汚染地域の周辺直近には一般住宅はなく、北側の同工業団地には工場が立地している。